

## 神奈川県立工科大学研究活動不正行為防止計画

神奈川県立工科大学研究活動における不正行為防止規程（平成19年11月1日）（以下「不正行為防止規程」という。）第13条の規定に基づき、神奈川県立工科大学研究活動不正行為防止計画（以下「本計画」という。）を次のとおり定める。

神奈川県立工科大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為の防止に関する取り組みについては、本計画に定めるところによるほか、関係法令等に基づき対応するものとする。

### [方針]

#### I 本計画の対象

##### 1 対象とする研究活動

本計画が対象とする研究活動は、本学が管理、運用する研究資金、施設、設備を使用したすべての研究活動とする。また、本学に所属する研究者が、他大学等の研究機関の施設、設備を使用して行う共同研究活動も対象とする。

##### 2 対象とする不正行為

本計画が対象とする不正行為は、不正行為防止規程第2条に規定する行為とする。また、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）別表に掲げる法律等の違反であって、研究活動に係る不正行為である場合においても対象とする。ただし、故意によるものではないことが明らかにされたものは、不正行為には当たらないものとする。

##### 3 対象とする研究者

本計画が対象とする研究者は、不正行為防止規程第1条に規定する者（常勤、非常勤、学部・大学院学生等の身分及び特任・客員教員、客員研究員、RA等の呼称並びに研究資金の主たる受給者であるか否かを問わない。）とする。

#### II 不正行為防止に向けた取り組み

##### 1 行動規範の遵守

研究者は、神奈川県立工科大学における教育研究活動の行動規範（平成21年3月31日）（以下「教育研究活動行動規範」という。）が策定された経緯とその趣旨を理解し、研究活動における逸脱を防止するため、自律的に行動しなければならない。特に、指導的立場にある研究者は、教育研究活動行動規範が必要最小限の事項を規定したものであることに思いを致し、研究倫理・技術倫理の向上に自己陶冶するとともに、学生や若手研究者に対する教育、啓発に努めなければならない。

## 2 研究活動に関して守るべき作法の徹底

指導的立場にある研究者は、実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保存や、実験試料・試薬の管理・保管等、研究活動に関して守るべき作法について徹底を図らなければならない。

## III 公益通報

### 1 公益通報の処理

研究活動の不正行為に関する公益通報（以下「通報」という。）の処理については、学校法人幾徳学園公益通報規程（平成19年11月1日）（以下「公益通報規程」という。）第3条乃至第13条の規定に基づき対応する。

本学が、被通報者の所属する機関でないときは、監査室は当該通報を被通報者の所属する機関に回付することができる。

### 2 通報に係る事案の調査

#### (1) 調査を行う機関

ア 本学に所属する研究者を被通報者として通報があった場合、不正行為防止規程第7条の規定に基づき、本学が通報された事案の調査を行なう。

イ 被通報者が本学以外の研究機関にも所属する場合、被通報者が通報された事案に係る研究を主に行なっていた研究機関を中心として合同で調査を行なうことを原則とする。

ウ 現に本学に所属する被通報者が本学以外の研究機関で行なった研究に係る不正行為の通報があった場合、本学と研究が行なわれた研究機関が合同で調査を行なうことを原則とする。

エ 被通報者が本学を既に離職している場合、現に所属する研究機関と合同で調査を行なうことを原則とする。

オ 被通報者が離職後、どの研究機関にも所属していない場合において、通報された事案に係る研究を本学において行なっていた場合には、本学が通報された事案の調査を行なう。

#### (2) 調査の実施

本学における通報に係る事案の調査体制、方法については、不正行為防止規程第6条乃至第12条の規定に基づき対応する。

## IV 公的研究費の管理・監査

### 1 公的研究費の管理

公的研究費の管理については、学校法人幾徳学園公的研究費管理規程（平成19年11月1日）（以下「公的研究費管理規程」という。）第3条乃至第12条の規定及び神奈川工科大学科学研究費補助金事務取扱要領（平成16年4月1日）（以下「事務取扱要領」という。）第3条乃至第12条の規定に基づき、適正に運営及び管理するとともに、本計画に規定する事項の具現化を図り、その不正使用を防止する。

## 2 公的研究費の監査

公的研究費の監査については、公的研究費管理規程第13条の規定に基づき対応する。

## V 見直し

本計画は、研究活動の変革や社会的ニーズの変化に適合するよう、必要に応じて見直しを行なう。

### 〔計画の実施〕

区 分	不正発生要因	実施状況と今後の取組
I データ、研究結果等に関する事項		
データ、研究結果等の捏造	研究業績を糊塗するため、存在しないデータ、研究結果等を作成する。	研究結果の信頼性は、その専門分野の学会等の査読に判断を仰いでいる。即ち、査読付きの発表論文に対して、研究業績として評価している。作品等については、個展ではなく日展のように展示組織が公共性のある場合について、その作品等を評価している。
データ、研究結果等の改ざん	研究業績を糊塗するため、データ、研究結果等を真正でないものに加工する。	講演会・シンポジウム等における発表についても、専門家の判断を仰ぐように指導している。口頭発表については、研究の継続性と専門テーマの表明の点から奨励している。本学発行の研究報告書についても査読者（学外者も含む。）を立てている。
データ、研究結果等の盗用	研究業績を糊塗するため、他研究者のデータ、研究成果等を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用する。	更に、研究テーマとして「遺伝子組換えに関連した実験・研究」、「ヒトを対象とした研究」等については、「神奈川工科大学 遺伝子組換え実験安全管理規程」及び「神奈川工科大学 ヒトを対象とする研究に関する倫理規程」、「神奈川工科大学 ヒトを対象とした研究に関する倫理審査委員会規程」を制定しており、これらに照らして研究テーマの適格性を判断している。
上記行為の証拠隠滅	捏造、改ざん等の事実を隠蔽するため、実験データを修正・破棄し、或いは、実験器材を偽装・組替える等の工作をする。	データの捏造、改ざん、盗用等が明らかになった場合は、研究費の配分停止、懲戒処分などを適応する。 今後、教育研究活動行動規範に則り、研究倫理・技術倫理についての教育、啓発及び不正行為の防止に努める。

II 研究実績に関する事項		
論文発表の有無の虚偽申請 論文発表数の虚偽申請	研究業績を誇大化するため、発表論文数や論文内容をごまかし、投稿中の論文を発表数に入れる等の虚偽の申請をする。	<p>発表論文集の研究者名、論文テーマ、論文誌名、発行巻・号・ページ・年等詳細を記載させ、査読付き印刷論文、査読付き国際会議プロシーディングス、査読なし国際会議プロシーディングス、口頭発表論文、著書、特許等に分類して、研究業績を記載させており、査読付き論文、著書、特許の一部のみを評価対象としている。査読なし国際会議プロシーディングス、口頭発表論文等については、研究の継続性と専門テーマの表明の点から評価している。必要に応じて、論文抜刷り又はコピーを提出させており虚偽申請を防止している。</p> <p>また、投稿中と掲載受理（巻号等を明記）を明確に区別し、その旨を記載させ、掲載受理のみを研究業績として評価している。</p> <p>今後も、この取り組みを維持する。</p>
III 公的研究費に関する事項		
ルールの特明確化・統一化	事務処理手続きに関するルールと運用実態の乖離や、ルールの解釈に相違があると、事務処理に紊乱を生じる。	事務処理要領を制定し、事務処理手続きの特明確化・統一化を図った。今後も、この体制を維持する。
職務権限の特明確化	事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任を特明確にしないと、職務権限が曖昧となる。	<p>経費管理について、事務責任者が権限と責任を有し、研究者がこれに協力する必要があることや、固定資産および物品の調達規程等に準拠して物品調達業務を処理することを特明記した公的研究費管理規程を制定した。</p> <p>今後、研究者と事務職員の職務権限について、理解促進を図る。</p>
関係者の意識向上	<p>研究者、事務職員ともに不正防止の取り組みに対する意識が希薄である。</p> <p>関係者の行動を律する统一的規範が未策定である。</p>	<p>科学研究費補助金に採択された研究者に、研究費の適正な使用等に関する「誓約書」の提出を義務付けた。</p> <p>科学研究費補助金の説明会において、研究者及び関係事務職員に研究費の適正な使用について、他機関の事例や使用基準を紹介し、意識の啓発に努めている。</p> <p>関係者の指針となる教育研究活動行動規範を策定した。</p> <p>今後、教育研究活動行動規範の周知と厳守に努める。</p>

調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	不正使用が疑われる場合の調査に関する規程や、懲戒の種類や手続き等に関する規程が整備されていないと、再発防止対策の策定や公正な処分ができない。	不正行為の調査や処分について規定した不正行為防止規程を制定した。 今後も、この体制を維持する。
研究費の執行全般	年度末に予算執行が集中する等、適正かつ計画的な予算執行が制度として定着していない。	事務責任者が、部局責任者の命を受けて、公的研究費の使用実態を確認し、必要に応じて研究者に改善を求めることを規定した公的研究費管理規程を制定した。 今後、計画的な予算執行の定着化を促進する。
物品購入関連	架空取引により、支払われた代金を業者に預け金として管理させ、学生の旅費等、別の用途に流用する。 取引業者が預け金等の不正な行為に協力しないよう抑止対策を講じておく必要がある。	消耗品類等汎用性を有する物品は、本学子会社を介して調達することを要求し、癒着防止の一法としている。 不正な取引に関与した業者に対して、必要な措置（取引停止等）を実施できることを規定した固定資産および物品調達規程を定めている。 今後も、業者との癒着防止に意を払う。
発注・検収業務関連	主管部署からの調達依頼書（固定資産および物品調達規程第9条）に基づかないままに、研究者が発注するという事務処理手続きが常態化している。 平成18年11月から、学科等事務職員が検収を行なっているが、対象が1万円以上の物品となっている。	検収対象をすべての調達物品とするように制度を改めた。 今後、研究者が発注する場合の職務権限や手続きの明確化を図る。
アルバイトの雇用関連	アルバイトの雇用手続きや出勤表の管理を研究室が行っており、事務職員が勤務実態を把握していない。	今後、勤務実態を把握するため、抽出調査や被雇用者との面談等を実施する。
出張の事実確認	出張旅費の水増し請求や、架空請求を行い、旅費を不正に支出させる。	事前申請（出張伺い）を制度化するとともに、出張報告、航空券の半券、用務地における領収証等の提出を求めている。 今後も、この制度を維持する。

IV 情報の伝達に関する事項		
通報受付窓口	学内外からの公益通報（告発）を受ける窓口がない。	監査室を窓口とすることを規定した公益通報規程を制定した。今後も、この体制を維持する。
情報公開	不正防止に対する取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを公表する。	大学のホームページにおいて、不正行為防止のための管理体制の概要及び関連規程等を公表した。
理解度の確認	研究者及び事務職員の行動規範や使用ルールに関する理解度を確認していない。	今後、公募説明会等の機会を捉えて、理解度を確認する。
V モニタリングに関する事項		
内部監査機能の整備	全体的な見地から業務の適正な執行を確認・検証する内部監査機能が不十分である。	学校法人幾徳学園内部監査規程を制定し、内部監査機能を整備した。今後、内部監査機能の充実化を図る。

— 了 —